

山口県報

令和2年
3月31日
(火曜日)

目 次

- 人委規則
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………



給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「部長」の下に「主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「旅券センター次長」を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「審議監」を「審議監 図書館長」に、「特別支援教育推進室次長」を「特別支援教育推進室次長 地域連携教育推進室次長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務局等の項中「室次長及び主査」を「室長及び主任」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁